豊橋市立くすのき特別支援学校 高等部産業科 生徒心得

豊橋市立くすのき特別支援学校生徒であることを首覚し、一覧一覧を失切にした学校生活を送るためにこの生徒心得を守り、集団の一員として行動するよう心がけましょう。

1 学習

- (1)授業を大切にし、始業の合図までには教室内に着席し、授業の準備をする。
- (2) 家庭学習は計画を立てて、自主的・積極的に行う。

2 出欠席

- (1) 正当な理由なく、欠席・遅刻・早退をしない。
- (2) 病気などでやむを得ず欠席・遅刻する場合は、前日あるいは当日学校に保護者が 電話連絡をする。
- (3) 早退の場合は、その理由を担任に申し出る。
- (4)登校してから下校するまで、先生の許可なく校外に出ない。
- (5)就職活動など、校長が認めた事由により授業を欠いた場合には欠席としない。

3 交通安全

- (1) ルールとマナー
 - ・交通ルールを守り、交通違反や事故のないように気を付ける。
 - ・電車やバスなどの公共交通機関利用時はエチケットに留意する。
- (2) 通学経路
 - ・学校に届け出をした通学路で登下校する。
 - ・通学経路沿いにある緊急避難所や子ども110番の家を把握し非常事態に備える。
- (3) 自転車通学
 - ・自転車通学者は自転車通学届及び自転車点検表を提出して許可を得る。
 - ・自転車通学者は定期的に自転車点検を実施する。
 - ・自転車運転時は必ずヘルメットを着用する。
 - ・南天時はレインコートを着用し、輸は使用しない。
 - ・駐輪時は必ず施錠をする。
 - ・自転車安全利用五則に従って運転する。
 - ・自転車損害賠償保険に加入する。
 - ・自転車は、スピードが出るスポーツタイプの自転車は禁止とする。

通学用自転車の必須用品(8点)

アップまたはフラットハンドル・タイヤカバー・チェーンカバー 荷台 ・ 前かご ・ ライト ・ 反射板 ・ ベル

自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外である。
- 2 車道は左側を走行する。
- 3 車道が危険な場合は歩道を走行できるが、車道寄りを走行する。 歩行者がいる場合は徐行または首転車から降りる。
- 4 安全ルールを守る。 ・二人乗り、並列走行の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 ヘルメットを着用する。

4 所持品

- (1) 所持品には必ず氏名を削記する。
- (2) 学校での学習及び特別活動に必要ない物品は登校の際に所持しない。 (多額の現金、携帯音楽プレイヤー、ゲーム機器、雑誌類、菓子類)
- (3) 金銭は定期乗車券紛失時に対応できる運賃ならびに公衆電話代を所持する。
- (4) 貴重品の所持に十分注意し、学校滞在時は担任に預ける。
- (5)携帯電話を所持する場合は、生徒指導部の講座を受け、携帯電話許可願を提出する。登下校時の連絡手段としてのみ使用を認める。家庭で使用する場合はガイドラインを守る。

担任に預ける貴重品

財布現金定期券携帯電話施時計(必要な場合)

携帯電話・スマートフォン等の利用についてのガイドライン

- 1 午後10時から翌朝6時までは、炭人とのメール交換・ラインなどの SNSへの書き込み・投稿をしない。
- 2 学校内での利用は学校のルールに基づいて行い、家庭内での利用は 各家庭のルールに基づいて行う。
- 3 自転車乗車中、歩行中は利用せず、電車・バス内は公共モラルを守る。
- 4 人の心を傷つけるメールや書き込みをしない。
- 5 有害情報サイトへのアクセスはしない。

平成26年2月 東三河地区高P連·東三河地区公立高等学校長会

くすのき特別支援学校の携帯スマホルール

- 1 メールや SNS で名前や顔写真など個人が特定できる情報を載せない。
- 2 メールや SNS でその場にいない友達の話題をしない。
- 3 メールや SNS を使って会ったことのない人と値別に連絡をとらない。

5 身だしなみ

(1) 能装

- ・登下校時は制服を着用する。
- ・シャツの裾は、ズボンまたはスカートに入れる。 ズボンは腰以上の位置ではき、ベルトを締める。 スカート大はひざ大とする。
- ・体操服、作業服は、本校指定のものを着用する。
- ・衣替えは、その時期の気候により柔軟に対応する。
- ・冬場の登下校時は防寒着(手袋、コート、マフラー)の着用を認める。
- ・冬場の屋外授業ではウィンドブレーカーの着用を認める。

(2) 頭髮

- ・常に清潔に保つとともに、パーマ、脱色及び染色 (特別な理由がある場合を除く)はしない。
- ・授業や作業などで支障が出る場合ゴムなどでまとめる。

(3) 化粧等

・化粧、マニキュア、ピアス、ネックレス、指輪、腕輪など体の装飾はしない。

6 外出

- (1)制服着用時は生徒確認カードを携帯し本校生徒としての身分を明らかにする。
- (2) 外出時は、行き先、同行者、帰宅時間を告げ、保護者の許可を得る。
- (3) 夜間の外出や外泊はしない。
- (4) ゲームセンター、カラオケ等の娯楽施設の出入りは保護者の許可を得る。

7 生活態度

- (1) 友達同士で金銭及び私物等の貸し借りはしない。
- (2)飲酒、喫煙、シンナー、及び危険ドラッグなど薬物乱用行為は絶対に行わない。
- (3) 近隣の方には自分から進んで挨拶したり会釈したりするよう心がける。
- (4) 家庭では規則正しい生活習慣に努める。
- (5)携帯電話番号や住所等の個人情報をむやみに教えない。
- (6) 学校外で知り合った人が運転する車やオートバイに乗らない。

8 特別な指導

学校生活及び家庭生活においてルールが守れなかったり、友人とのトラブル等の問題 行動が認められたりした場合は、特別な指導を実施する(特別指導)。特別指導では一定 期間、学級を離れて個別に指導を実施する場合もある。

9 その他

- (1) アルバイトは禁止する。
- (2) 在学中の運転免許(原動機付自転車、自動車、自動二輪車)取得は認めない。

生徒心得に書かれていること以外で何か質問があれば 世がとしどうぶ れんらく 生徒指導部へ連絡してください。